

発議第3号

遊佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月12日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐亮太

賛成者 遊佐町議会議員 那須正幸

同 沢谷敏

同 伊原ひとみ

(別紙)

遊佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

遊佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

遊佐町議会傍聴規則の一部を改正する規則

遊佐町議会傍聴規則（昭和63年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第5条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「、つえ」を削り、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現存する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 写真の撮影、録音、録画、情報通信機器等の使用（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第8条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

現在の社会情勢等の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から所要の整備を行うため、提案するものである。